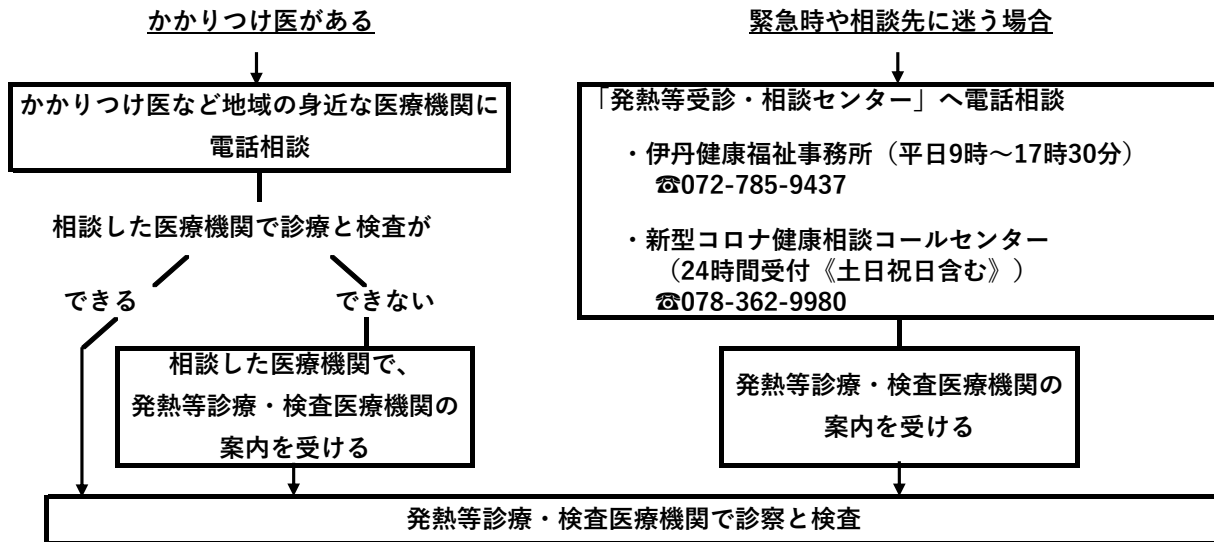


【川西市】新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて

【令和3年6月21日～（保護者様）】

◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～ ◆◆◆



幼児児童生徒が、

① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査※を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 発熱等の風邪の症状がある場合 風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。 「症状が消失するまで」について 発熱症状に対して、解熱剤を使用したときは、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。（R3.6.21一部修正）
⑤ 味覚障害や倦怠感等、 新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒ 登校園所を控え自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑥ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	⇒ ア）同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合は出席停止とする。 イ）幼児児童生徒が通っている文化・スポーツ教室や地域活動等で新型コロナウイルス感染者が確認され、感染が心配で登校園所を見合わせる場合は出席停止とする。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

⑦ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から幼児児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑧ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査※を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 発熱等の風邪の症状がある場合 ただし、以下の場合は除外可。（幼児児童生徒は登校園所可） ●風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている。 ●新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある。（R3.6.21変更）	⇒ 家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。 「症状が消失するまで」について 発熱症状に対して、解熱剤を使用したときは、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。（R3.6.21一部修正）

※ ここでの「念のための検査」は、感染の疑いでの検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。